

組合等登記令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）					
(略)	特定非営利活動法人	(略)	(略)	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	(略)
(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)	(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)
(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)	(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)
別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十七条、第二十条、第二十一条の三関係）					
(略)	特定非営利活動法人	(略)	(略)	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	(略)
(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)	(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)
(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)	(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)
(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)	(略)	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	(略)